

運転免許証更新のための 特定任意講習について

日 時：令和3年1月27日（水曜日） 午後5時～午後7時

場 所：東ふれあいセンター

対象者：70歳未満で令和3年7月27日までに栗国駐在所で運転免許証の更新を希望される方。

- ※ この日の特定任意講習を受講しないと栗国村駐在所での免許更新をすることができません。受講できない方は沖縄免許センターで運転免許更新をすることになります。
- ※ 特定任意講習の受講を希望される方は、令和3年1月26日（火）までに栗国村役場総務課にて、運転免許証をご持参の上、受講申請書のご記入をお願いいたします。

お問合せ 栗国村役場総務課 098-988-2016